

北九州市予防給付型訪問サービス事業所重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1 事業所（ステーション）の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	ケアハウス <small>こうじつえん</small> 好日苑ヘルパーステーション	
所在地	北九州市門司区大里戸ノ上4丁目1番40号	
管理者の氏名	浅野 喜代子	
電話番号	093-391-2277	
FAX番号	093-391-2278	
サービス（介護保険指定番号）	サービスを提供する地域	
訪問介護（4070101029号）	北九州市内	

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者 <small>(サービス提供責任者兼務)</small>	介護福祉士	1		1	運営管理
サービス提供責任者 <small>(専従)</small>	介護福祉士	1		1	・北九州市予防給付型訪問サービス計画書作成 ・ヘルパースケジュール管理 ・ヘルパー業務
訪問介護員 <small>(専従)</small>	介護福祉士 2級ヘルパー		3 5	8	ヘルパー業務 (北九州市予防給付型訪問サービス) (身体介護) (生活援助)
合計		2	8	10	

(3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日	8:30~17:00
土・祝日	8:30~17:00

※ 上記時間以外でもご希望の方はご相談ください。

2 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

第1条 社会福祉法人春秋会が開設する好日苑ヘルパーステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護事業を提供する事を目的とする。

(2) 運営方針

- 第2条 1. ステーションの訪問介護員等は、要介護者等心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、外出・入浴・排泄・食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う
2. 事業の実施にあたっては、関係行政組織・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) サービスの特徴

事 項	内 容
ヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出ください
従業員研修	年 1 回以上、処遇の研修を行っています。
サービスマニュアルの作成	マニュアルに基づいてサービスを提供します。
ヘルパー会議	定例会議月 1 回 ※必要時別途開催

3 サービスの内容

		種 類	内 容 ・ 手 順	保険適用
北九州市 予防給付 型訪問 サービス	身体 介 護	食事介助	食事の準備、食事の介助、後片付け等	有り
		入浴介助	入浴準備、入浴介助、後片付け等	有り
		排泄介助	トイレ誘導、おむつ交換、後片付け等	有り
		清 拭	身体清拭準備、身体清拭、後片付け等	有り
		その他	転倒防止の見守り・声かけ・促し等	有り
	生活 援 助	買 物	買物同行、買物代行	有り
		調 理	食事の準備、配膳、下膳	有り
		掃 除	居室清掃・整理	有り
		洗 濯	洗濯・洗濯干し・洗濯取り入れ	有り
		相 談	介護・援助内容相談、生活相談等	有り
		その他	動作の促しや声かけ等	有り

4 利用者負担金

(1) ①利用者負担金（1割負担）

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費が利用者負担金となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、事業者が別に設定した全額が利用者の負担となります。

【 サービス費 】

< 北九州市予防給付型訪問サービス >

初回加算	205 円
------	-------

※初回に実施する北九州市予防給付型訪問サービスに、サービス提供責任者が支援、又は訪問介護員が支援を行う際にサービス提供責任者が同行訪問した場合、並びに過去2ヶ月以上当該訪問介護事業所から訪問介護を受けておらず新規に作成された居宅サービス計画書に基づき訪問介護計画書を作成し訪問した場合に発生するものです。このお支払いは北九州予防給付型訪問サービス利用開始月のみであり、月額利用料と併せてご負担いただきます。

< 北九州市予防給付型訪問サービス >

(要支援 1・2)

予防給付型 I (週1回程度)	1,201 円 / 月
予防給付型 II (週2回程度)	2,399 円 / 月

(要支援 2)

予防給付型 III (週3回以上)	3,806 円 / 月
-------------------	-------------

令和6年5月31日まで

介護職員等処遇改善加算 (I)	(利用単位数合計の 13.7%×10.21) 円
介護職員等ベースアップ等支援加算	(利用単位数合計の 2.4%×10.21) 円

令和6年6月1日よりいずれか算定

介護職員等処遇改善加算 (I)	(利用単位数合計の 24.5%×10.21) 円
介護職員等処遇改善加算 (II)	(利用単位数合計の 22.4%×10.21) 円
介護職員等処遇改善加算 (III)	(利用単位数合計の 18.2%×10.21) 円

※ 利用者負担金の上記金額は、月額単位数に10.21を乗じた金額（1円未満切捨て）の1割（1円未満切り上げ）を記載しております。

※ 月途中において以下に記載する事由に該当する場合、利用者負担金額は日割り計算[(月額単位数÷30.4)×サービス提供期間(日数)]で算出されます。

- ・ 「要介護認定と要支援認定をまたがる区分変更認定があった場合、経過的要介護1から要介護5の間若しくは要支援1と要支援2の間での区分変更認定があった場合」
- ・ 「月の一部の期間が公費適用期間であった場合」
- ・ 「サービス事業者の変更があった場合」

(2) 介護保険以外のサービスについて

介護保険の適用とならないサービスについては、相談に応じたうえで提供できますが、利用料金は上記の介護保険適用料金表の全額負担となります。

(3) 交通費

1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で事業者から請求があったときは、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。

また、公共の交通機関を利用した場合や、都市高速道路等の有料道路、また病院付添等の時に発生する駐車場料金等はお客様の実費負担となり、その時にお支払していただきます。

②利用者負担金（2割負担）

【 サービス費 】

< 北九州市予防給付型訪問サービス >

初回加算	409 円
------	-------

< 北九州市予防給付型訪問サービス >

(要支援 1・2)

予防給付型 I (週1回程度)	2,402 円 / 月
予防給付型 II (週2回程度)	4,797 円 / 月

(要支援 2)

予防給付型 III (週3回以上)	7,611 円 / 月
-------------------	-------------

令和6年5月31日まで

介護職員等処遇改善加算 (I)	(利用単位数合計の 13.7%×10.21) 円
介護職員等ベースアップ等支援加算	(利用単位数合計の 2.4%×10.21) 円

令和6年6月1日よりいずれか算定

介護職員等処遇改善加算 (I)	(利用単位数合計の 24.5%×10.21) 円
介護職員等処遇改善加算 (II)	(利用単位数合計の 22.4%×10.21) 円
介護職員等処遇改善加算 (III)	(利用単位数合計の 18.2%×10.21) 円

③利用者負担金（3割負担）

< 北九州市予防給付型訪問サービス >

初回加算	613 円
------	-------

< 北九州市予防給付型訪問サービス >

(要支援 1・2)

予防給付型 I (週1回程度)	3,602 円 / 月
予防給付型 II (週2回程度)	7,195 円 / 月

(要支援 2)

予防給付型 III (週3回以上)	11,416 円 / 月
-------------------	--------------

令和6年5月31日まで

介護職員等処遇改善加算 (I)	(利用単位数合計の 13.7%×10.21) 円
介護職員等ベースアップ等支援加算	(利用単位数合計の 2.4%×10.21) 円

令和6年6月1日よりいずれか算定

介護職員等処遇改善加算 (I)	(利用単位数合計の 24.5%×10.21) 円
介護職員等処遇改善加算 (II)	(利用単位数合計の 22.4%×10.21) 円
介護職員等処遇改善加算 (III)	(利用単位数合計の 18.2%×10.21) 円

(2) 介護保険以外のサービスについて

介護保険の適用とならないサービスについては、相談に応じたうえで提供できますが、利用料金は上記の介護保険適用料金表の全額負担となります。

(3) 交通費

1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

「通常の事業の実施地域」を超えて行う事業に要した交通費は原則として次の額を徴収する。

(1) 実施地域を超えてから、片道おおむね30キロ未満は3,000円

(2) 1キロを超えるごとに100円を加算する。

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名・押印)を受けることとする。

また、公共の交通機関を利用した場合や、都市高速道路等の有料道路、また病院付添等の時に発生する駐車場料金等はお客様の実費負担となり、その時にお支払していただきます。

(4) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月7日までに利用者に請求し、利用者は、翌月16日までに次のいずれかの方法により支払います。

- 現金払い
- 金融機関振込 (口座名等は、下記のとおりです)
- 自動口座引き落とし (手数料は、事業者が負担します)

西日本シティ銀行		門司駅前支店
普通 預金	口座名義人	社会福祉法人 春秋会 ケアハウス好日苑 理事長 渡辺 英雄
	口座番号	1 4 1 1 6 1 6

(5) 領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(6) 事故が発生した場合

サービス中、事故が発生し、お客様にケガやその他の損害を与えた場合は、弊社が加入している保険内で損害賠償致します。(8頁 項目10別途記載)

(7) その他

サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。買物等で、お預かりいたしましたお金に関しましては出納帳にて管理させていただき定期的に確認印をお願いいたします。

5 キャンセルについて

お客様の病状の急変など、利用を休まれる場合はご連絡ください。また、休むことが事前にわかっている場合は、早めにご連絡をいただきますようご協力をお願いします。

連絡先	093-391-2277
-----	--------------

6 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所などへ連絡をします。

7 個人情報の公開について

私達は、お客様と面談等を行った後、お客様に良いサービスを提供するために社内ミーティング等に於いて、担当するヘルパーやサービス提供責任者、管理者に、お客様の心身の状況や家族構成、病歴等の個人情報を報告させていただきます。他の事業者との打合せに際しても同様です。

また、手順書等作成いたします関係上、ご自宅の階段や居室等の写真撮影をお願いする事もございます。

8 秘密保持

事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後、及び職員退職後も同様です。

9 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 ご利用相談室	窓口担当者	浅野喜代子(管理者) 上田香代子(サービス提供責任者)
	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前9時～午後5時 ①電話 093-391-2277 ②面接 上記時間内にお越し下さい

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

門司区役所 保健福祉課 介護保険担当	所在地	北九州門司区清滝1丁目1番1号
	電話番号	093-331-1881 (内472)
	F A X	093-321-4802
	対応時間	平日 午前8時30分～午後5時
小倉北区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地	北九州市小倉北区大手町1番1号
	電話番号	093-582-3433
	F A X	093-562-1382
	対応時間	平日 午前8時30分～午後5時
小倉南区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地	北九州小倉南区若園5丁目1番2号
	電話番号	093-951-4111 (内472)
	F A X	093-923-0520
	対応時間	平日 午前8時30分～午後5時
若松区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地	北九州市若松区浜町1丁目1番1号
	電話番号	093-761-5321 (内472)
	F A X	093-751-2344
	対応時間	平日 午前8時30分～午後5時

八幡東区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地 北九州市八幡東区中央1丁目1番1号 電話番号 093-671-0801 (内472) FAX 093-662-2781 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時
八幡西区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地 北九州市八幡西区黒崎3丁目15番3号 電話番号 093-642-1441 (内472) FAX 093-642-2941 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時
戸畑区役所保健福祉課 介護保険担当	所在地 北九州戸畑区千防1丁目1番1号 電話番号 093-871-1501 (内472) FAX 093-881-5353 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時
福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護保険課 介護サービス相談担当	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7857 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時

10 事故発生時の対応、損害賠償責任保険

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。尚、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社	東京海上火災保険株式会社
保険内容	<p>居宅介護事業者 賠償責任保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の活動の遂行中、または遂行の結果に起因する対人・対物事故 ・ 被保険者が使用・管理する他人の財物の破損・紛失・詐取・盗取など

1 1 事業者（本社）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 春秋会（しゅんじゅうかい）
代表者名	理事長 渡辺 英雄
本社所在地・連絡先	所在地 北九州市門司区大里戸ノ上4丁目1番40号 電話番号 093-391-2277 FAX 093-391-2278
サービスの種類（介護保険指定番号）	サービスを提供する地域
特定施設入所者生活介護事業所(4070101037号)	限定なし
通所介護(4070101045号)	北九州市
居宅介護支援事業所(4070101052号)	北九州市

1 2 その他

「サービスご利用に際してのお願い」

1. 贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
2. 訪問の際はペットをゲージに入れる。リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
3. 見守りカメラの設置、職員の写真や動画を撮影する場合、プライバシーを守るため、事前に職員本人の同意を受けてください。
4. ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

「サービス利用にあたっての禁止事項について」

1. 事業者の職員に対しての暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
2. パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為。
3. 職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

令和 年 月 日

訪問介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 北九州市門司区大里戸ノ上4丁目1番40号

事業者名 ケアハウス好日苑ヘルパーステーション

管理者 浅野 喜代子

(指定番号 4070101029)

<説明者>

所属 ケアハウス好日苑ヘルパーステーション

氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護サービスについて重要事項説明を受けました。

<利用者>

住所

氏名

代筆者 続柄 ()

<利用者代理人(選任した場合)>

住所

氏名